令和5年度高鍋町一般会計予算
地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障4経費
その他社会保障施策に要する経費

（歳 入）

・地方消費税交付金（社会保障財源化分）　3.0　億円

（歳 出）

・社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費　36.3　億円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】　（単位：千円）

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	町債	その他	引上げ分の地方消費税（社会保障財源化分の市町村交付金）	その他
社会福祉	社会福祉事業	1,049,035	724,905	0	50,000	52,850	221,280
	老人福祉事業	85,646	413	0	589	16,319	68,325
	児童福祉事業	1,513,889	933,668	0	133,778	86,071	360,372
	小計	2,648,570	1,658,986	0	184,367	155,240	649,977
社会保険	国民健康保険事業	185,939	86,403	0	0	19,190	80,346
	後期高齢者医療事業	333,002	56,899	0	0	53,231	222,872
	介護保険事業	240,800	0	0	0	46,425	194,375
	小計	759,741	143,302	0	0	118,846	497,593
保健衛生	健康増進事業	125,410	200	0	14,796	21,287	89,127
	疾病予防対策事業	76,912	1,267	0	58,400	3,325	13,920
	母子福祉事業	22,252	1,000	0	17,205	780	3,267
	小計	224,574	2,467	0	90,401	25,392	106,314
合計		3,632,885	1,804,755	0	274,768	299,478	1,253,884

平成26年4月より税率が引き上げられました消費税の引上げ分の地方消費税収については、「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。）に要する経費」に充てるものとすることが「地方税法」（昭和25年法律第226号）上に明記されています。